

○厚生労働省  
環境省  
経済産業省告示第二号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第五項の規定に基づき、次に掲げる化学物質を優先評価化学物質として指定したので、同条第八項の規定に基づき、その名称を公示する。

平成二十六年四月一日

厚生労働大臣 田村 憲久

経済産業大臣 茂木 敏充

環境大臣 石原 伸晃

通し番号 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第5項の規定 同表欄理番号  
に基づき、優先評価化学物質として指定した化学物質の名称

164 アルカン-1-アミン（C = 8, 10, 12, 14, 16, 18、直鎖型）、(2) - 133

(Z) - オクタデカ-9-エン-1-アミン又は(9Z, 12Z) - (2) - 176

オクタデカ-9, 12-ジエン-1-アミン (2) - 185

(8) - 310

(8) - 342

165	<i>N, N</i> -ジメチルドデシルアミン	(2) - 176
166	ヘキサデシル (トリメチル) アンモニウムの塩	(2) - 184
		(9) - 795
		(9) - 1971
167	ジデシル (ジメチル) アンモニウムの塩	(2) - 184
		(9) - 1971
168	ビス (アルキル (C = 12, 14, 16, 18, 20、直鎖型) ) (ジメチル	(2) - 184
	) アンモニウムの塩	(9) - 1971
169	<i>N, N</i> -ジメチルアルカン-1-アミン=オキシド (C = 10, 12,	(2) - 198
	14, 16, 18、直鎖型)、 ( <i>Z</i> )- <i>N, N</i> -ジメチルオクタデカ-9	
	-エン-1-アミン=オキシド又は (9 <i>Z</i> , 12 <i>Z</i> )- <i>N, N</i> -ジメ	
	チルオクタデカ-9, 12-ジエン-1-アミン=オキシド	
170	デカン-1-オール	(2) - 217
171	アルカノール (C = 10~16) (C = 11~14のいずれかを含むものに	(2) - 217
	限る。)	(2) - 3704
172	飽和脂肪酸 (C = 8~18、直鎖型) のナトリウム塩又は不飽和脂肪	(2) - 611

- 酸 (C = 16~18、直鎖型) のナトリウム塩 (7) - 973
- 173 *N*, *N*-ビス (2-ヒドロキシエチル) アルカンアミド (C = 8, (2) - 814  
10, 12, 14, 16, 18、直鎖型)、 (*Z*) - *N*, *N*-ビス (2-ヒド (2) - 827  
ロキシエチル) オクタデカ-9-エンアミド又は (9 *Z*, 12 *Z*) - (2) - 2503  
*N*, *N*-ビス (2-ヒドロキシエチル) オクタデカ-9, 12-ジエ (8) - 311  
ンアミド
- 174 [ (3-アルカンアミド (C = 8, 10, 12, 14, 16, 18、直鎖型) (2) - 1290  
プロピル) (ジメチル) アンモニオ] アセタート又は (*Z*) - { [ (2) - 2707  
3- (オクタデカ-9-エンアミド) プロピル] (ジメチル) アン (9) - 2027  
モニオ} アセタート
- 175 ナトリウム=アルケンスルホナート (C = 14~16) 又はナトリウム (2) - 1639  
=ヒドロキシアルケンスルホナート (C = 14~16) (2) - 2807  
(9) - 2038
- 176 アクリルアミド・2-アクリルアミド-2-ヒドロキシ酢酸・ [2 (6) - 3223  
- (アクリロイルオキシ) エチル] (ベンジル) (ジメチル) アン  
モニウム=クロリド・2- (ジメチルアミノ) エチル=メタクリラ

ート・ベンジル [2- (メタクリロイルオキシ) エチル] (ジメチル) アンモニウム=クロリド・2-メチリデンコハク酸共重合物 (脂溶性溶媒及び汎用溶媒に不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1%以下であるものに限る。)